

熊労発基 1128 第 2 号
令和 7 年 11 月 28 日

各 位

熊 本 労 働 局 長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の公布について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 111 号）が令和 7 年 10 月 31 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されます。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨等に御理解をいただくとともに、会員事業場その他関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨及び概要等

(1) 改正の趣旨

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）について、令和 8 年 1 月 1 日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物を追加することに併せて、事前調査を行った者が有資格者であること等を確認するため、石綿則第 4 条の 2 第 3 項に基づく報告様式の所要の改正を行ったものである。

(2) 改正の概要

様式第 1 号について、以下のとおり一部改正したこと。

- ア 「事前調査を行った者の修了した講習の区分」を報告事項として追加したこと。
- イ 石綿に関する作業の開始時期を報告する欄について、開始日を報告するよう改め、備考の 6 にその説明を追加したこと。

ウ 作業対象の材料ごとの「石綿使用の有無」の選択肢の「みなし」を「有とみなす」と改めたこと。

エ 作業時の措置を報告する選択欄に、「除じん性能を有する電動工具の使用」、「その他の粉じん発散防止措置」を追加したこと。

2 細部事項

(1) 事前調査を行った者の修了した講習の区分関係

石綿則第3条第1項の規定に基づく解体等の作業に係る事前調査について、一部の工作物の有資格者による事前調査が追加されたことに伴い、工作物、建築物等の解体等の作業の対象に応じた適格な有資格者による事前調査の実施の確保を図るため、事前調査を行った者の修了した講習の区分を報告事項とすることとしたものであること。

具体的には「一般」、「特定」、「一戸建て等」、「工作物」、「船舶」、「その他」の区分を追加したこと。

(2) 石綿に関する作業の開始日関係

これまで、石綿に関する作業の大まかな開始時期を報告させることとしてきたところ、時期をより正確に把握するため、開始日を報告させることとしたものであること。

(3) 作業対象の材料ごとの「石綿使用の有無」の選択肢関係

的確な報告に資するよう、表現の適正化を図ったものであること。

(4) 作業時の措置を報告する選択欄関係

令和6年4月以降、石綿の切断作業時には、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用、その他の粉じんの発散防止措置のいずれかの措置を行うことが義務付けられているところ、当該措置の実施の徹底を図るため、いずれかの措置を講ずることとしているのか報告させることとしたものであること。なお、「その他の粉じん発散防止措置」には、封じ込め作業における固化剤の吹付け、除去作業における剥離剤の使用、湿潤化が著しく困難な場合における隔離（囲い込み）等が含まれること。

3 その他

改正後の様式第1号は別添を参照すること。

なお、今回の改正は紙により報告するための様式を改正するものであり、また、これにより電子申請による報告様式も改正されるものであるが、石綿則第4条の2に基づく報告は、原則として電子申請により行うこととしていること。

事前調査結果等報告

事業者の名称		事業者の代表者氏名	
担当者のメールアドレス		事業者の電話番号	
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
労働保険番号	都道府県・所管・管轄	基幹番号	枝番号
作業場所の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
工事の名称			
工事の概要			
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日		西暦	年 月 日
		構造	☐ 木造 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ その他
		耐火	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他
延べ床面積	m ²	階数（地上階）	階建
		階数（地下階）	階建
その他工作物・船舶 ※複数選択可	☐ 反応槽 ☐ 加熱炉 ☐ ボイラー及び圧力容器 ☐ 配管設備 ☐ 焼却設備 ☐ 煙突 ☐ 貯蔵設備 ☐ 発電設備 ☐ 変電設備 ☐ 配電設備 ☐ 送電設備 ☐ トンネルの天井板 ☐ プラットホームの上家 ☐ 遮音壁 ☐ 軽量盛土保護パネル ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ☐ 観光用エレベーターの昇降路の開口 ☐ 船舶		
	解体工事を行う床面積の合計		
解体工事又は改修工事の請負金額	億 万円	石綿に関する作業の開始日	西暦 年 月 日
事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日		
氏名	講習実施機関の名称		
終了した講習の区分 ※複数選択可	☐ 特定 ☐ 一般 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ 船舶 ☐ その他		
氏名	講習実施機関の名称		
氏名			
事業者の名称	事業者の電話番号		
労働保険番号	都道府県・所管・管轄	基幹番号	枝番号
☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ			
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者 ※複数選択可	氏名	講習実施機関の名称	
	終了した講習の区分 ※複数選択可	☐ 特定 ☐ 一般 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ 船舶 ☐ その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		
事業者の名称	事業者の電話番号		
労働保険番号	都道府県・所管・管轄	基幹番号	枝番号
☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ			
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者 ※複数選択可	氏名	講習実施機関の名称	
	終了した講習の区分 ※複数選択可	☐ 特定 ☐ 一般 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ 船舶 ☐ その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		
事業者の名称	事業者の電話番号		
労働保険番号	都道府県・所管・管轄	基幹番号	枝番号
☐ なし（又は不明） ☐ 元方（元請）事業と同じ			
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者 ※複数選択可	氏名	講習実施機関の名称	
	終了した講習の区分 ※複数選択可	☐ 特定 ☐ 一般 ☐ 一戸建て等 ☐ 工作物 ☐ 船舶 ☐ その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

事前調查結果等報告

作業内容の区分	使用の有無			使用した場合の注記					切替の有無			使用した場合の注記					
	有	無	不明	1	2	3	4	5	有	無	不明	1	2	3	4	5	6
鉄骨材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
鉄骨筋	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
鉄骨断梁材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
基礎用桁筋断梁材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
鉄骨断梁材（鉄骨材を除く） 鉄骨断梁材（鉄骨材を除く） 鉄骨断梁材（鉄骨材を除く）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
柱上座材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリット板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
基礎用化粧プレート	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
鉄骨カラム（板第1種）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スリットボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐						

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

- 「労働保険番号」の欄は、一括有事業主の場合は該事業主に係る労働保険番号、一括有期労働者でない場合は、各事業主の組織事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「労働保険業に関する事項」の欄は、当該労働者が従事している労働者が、全ての労働事業に同時に記入すること。
- 「諸労働事業に関する事項」の「労働保険業を承継した者」及び「労働保険業を承継した者」の欄は、元労働事業に関する事項と同一となる場合は、同時に記載すること。
- 「解体工事を行う床面等の合計」の欄は、建築物の解体工事に関する該当する箇所のこと。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の諸労働金」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場所に記入すること。
- 「石砕に関する作業の開始日」の欄は、石砕が使用されているのみならず作業を行う場所に記入すること。
- 「諸労働機械等の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本スベスベ調査技術協会加盟事業者である場合には、その旨を記入すること。
- 「石砕使用業主（主）の氏名」の欄は、石砕使用技術者等が作業を行う場合に記入すること。なお、報告時点と異なる場合は、選択予定者を記入すること。
- 「裏面の欄」の欄は、諸労働機械等の名称は、諸労働機械の名称に該当するものも全て記入すること。また、石砕使用の材料に該当するものも全て記入すること。
- 「石砕使用の有無」の欄は、石砕が含有しているものとみなす場合は、「含有」と記入すること。
- 「石砕使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業等の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。